

令和8年第2回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 4 8 号	令和8年度宝塚市水道事業会計補正予算 (第1号)	可決 (全員一致)	6月3日
議案第 5 6 号	宝塚市地区計画の区域内における建築物 の制限に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	可決 (全員一致)	

審査の状況

① 令和8年 5月29日 (議案審査)

・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○中山 ゆうすけ 浅谷 亜紀 伊庭 聡
大島 千都世 大島 淡紅子 おだ たか子 北山 照昭

② 令和8年 6月 3日 (議案審査)

・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○中山 ゆうすけ 浅谷 亜紀 伊庭 聡
大島 千都世 大島 淡紅子 おだ たか子 北山 照昭

③ 令和8年 6月23日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎藤岡 和枝 ○中山 ゆうすけ 浅谷 亜紀 伊庭 聡
大島 千都世 大島 淡紅子 おだ たか子 北山 照昭

(◎は委員長、○は副委員長)

令和 8 年第 2 回（6 月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第 4 8 号 令和 8 年度宝塚市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案の概要

補正後の令和 8 年度宝塚市水道事業会計予算
債務負担行為補正
追加 水道施設管理業務委託

論 点 なし

<質疑の概要>

問 1 水道施設管理業務は技能労務職の職員が主に所管している内容だと思うが、業務委託以後技能労務職の職員の業務は維持されていくのか。

答 1 今回の業務自体は 20 年ほど前から委託している。この業務委託については従来から工務課の技術職員と技能労務職の職員がともに監督業務を行っている。

問 2 土木に関する労務単価の上昇が 4.5%の場合、債務負担行為の金額 9,000 万円に対し、計算上は 400 万円程度の増額になる。690 万円に増額されることの根拠は。

答 2 兵庫県からの通知では代表的な工事の労務単価の 4.5%だけが明記されており、上下水道局でも主に工事に係るものについてこの労務単価を使っている。今回この労務単価のほかに、受変電設備を兼ねている施設の点検が多いことから建築保全業務の労務単価も適用している。建築保全業務も含めた委託業務全般の労務単価の変更として取り扱ったため少し違いが出た状況である。

問 3 業務内容の中で、配水池・加圧所の巡回点検業務は 2 週間に 1 回で、水質計器などの点検業務は 1 週間に 1 回となっているが、この回数の差の理由は。

答 3 この業務中でも核になるのがポンプの切替業務である。基本的にポンプは 24 時間止めることできないもので、1 台運転であれば 2 台、2 台運転であれば 3 台以上のポンプが設置されており、これを週に 1 回以上切り替えていく必要がある。配水池・加圧所の点検は施設に 24 時間のセキュリティも入っているほか、2 週間に 1 回現場を見れば対策は可能であるため、点検回数に差が生じている。

問 4 今後、事業者から人件費の上昇による契約金額の変更の申出があった場合に検討するのか。

答 4 基本的に事業者からの申出による契約金額の変更を受けることはない。今回の業務に関してはあくまで去年の労務単価を使っていたものに関して、今年の労務単価に置き換える対応を求める旨の国からの通知に従い変更している。業務としては、人件費固定で 5 年契約をしている。

問5 現在の点検業務の回数が最適である根拠は。

答5 ポンプの切替業務が1週間に1回であるのは、機械の損耗具合の確認と週末に2日程度ポンプの遠隔監視ができていない状況を勘案したもの。配水池・加圧所の点検が2週間に1回であるのは、不法侵入等を防ぐ目的もあり、現時点では適切な回数と考えるが、今後の技術革新で回数を減らせるかは検討していきたい。

問6 配水池・加圧所の点検業務やポンプ切替業務について契約どおり行っているかのチェックはどのようにしているのか。また、委託業務に関する技術継承はどのように考えているか。

答6 点検後は日報の提出があり、職員が確認している。今回この点検業務等を委託しているが、一方で休日などに対応が必要であれば、職員がポンプの切替えや配水池の水位の管理を行っており、この委託業務を遂行できる能力を持った職員が監督をしている。今後も技術力を維持することを意識して、監督業務を続けていきたい。

委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）

令和 8 年第 2 回（6 月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第 5 6 号 宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

宝塚山手台地区における地区計画の変更に伴い、建築基準法の規定に基づき地区計画区域内における建築物の制限として定めた事項を変更するため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問 1 今回の条例改正の後、既存住宅の建て替えや増改築を行う際に、住民に不利益が生じることはあるのか。

答 1 今回の改正内容は、山手台地区の道路境界線からの建築物の外壁後退の距離について、一部を除き 1 メートルから 1.8 メートルに強化しているが、現在のり面などの道路境界線ではない部分が今後道路境界線になった場合については 1 メートルにしようとするものである。これは住民が建替え等のときに不利益を被らないための措置である。

問 2 中山五月台も山を開発してきた地域であり、現在人口減少が進んできている。山手台でも同様の開発をしていることから、将来人口減少の問題が起きる可能性もあると思うが、このような問題が起きることも踏まえた計画になっているのか。

答 2 山手台地域について、今後どうなっていくのか予測することは難しい。中山五月台の現状については、市もまちの維持発展に資するよう、様々な施策を進めているところである。山手台についてもこのような状況を踏まえて、これから注視していかなければならないと認識している。

問 3 地区計画の計画書の中にある垣またはさくの構造の制限の項目において、道路に面する垣またはさくは、生垣か透視可能なさくまたはネットフェンスで高さ 1.2 メートル以下のものに制限されているが、他の地域を含めて交通の安全面を考慮して目隠しフェンス的な塀などを規制する予定はないか。

答 3 山手台の地区計画で垣またはさくの構造の制限における透視可能なさく等の意図としては、山手台では緑豊かな植物を植えて、外からも緑が見えるようにしようという意図がある。市内一円で目隠しフェンス等を禁止することについては、プライバシーの問題などの観点から難しいと考えている。こういったルールは、地域の皆さんと話し合いながら決めていくものと認識している。

問４ 山手台に在住の方は、山手台全体で自分のまちのように思っている方が多い。今回のように計画を見直したときは、山手台の他の区域の方に知らせているのか。

答４ 山手台の地区計画については、開発の進捗に応じて新たな区域に規制を定めている。当該地区は、開発事業者とともにルールをつくった上でそのルールに賛同した方に住んでいただくという立てつけになっており、他の区域の方への説明は行っていない。ただ、地区計画については、地区ごとに分けたパンフレットを市ホームページで公開しており、市民の皆様にルールが理解されるよう周知に努めている。

委員間討議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）